

山形市体育施設

施設の貸出制限について

【対象の施設】

山形市総合スポーツセンター全施設、南部・江南・福祉・沼の辺体育館
山形市球技場、山形市弓道場、流通センター野球場、西部・鑄物町、
立谷川運動広場、流通センター・鑄物町・西部庭球場、
南石関グラウンドゴルフ場、あかねヶ丘陸上競技場

期間 7月1日(木)から当面の間

大会等の利用を除き、ご利用は

県内在住者のみ

とさせていただきます。

※大会等での利用については、施設側と十分な打ち合わせを行い、感染予防の徹底して下さい。

※制限解除のめどが立ちましたら、当協会ホームページ等でお知らせいたします。

指定管理者:(公財)山形市スポーツ協会